

日本学生支援機構奨学金について

在学採用を希望する学生は、日本学生支援機構奨学金について確認してください

P.2~P.6は貸与/給付奨学金共通事項

P.7~P.18は貸与奨学金説明資料

P.19~P.29は給付奨学金説明資料

日本学生支援機構奨学金について

日本学生支援機構奨学金ってなに??

日本学生支援機構の概要

日本学生支援機構の奨学金事業は、意欲と能力のある方が経済的理由により大学・専門学校等への進学を諦めることがないよう支援することを目的とした国の教育施策。

また、本機構の奨学金制度の貸与型は、先輩からの返還金を直ちに後輩の奨学金として貸与する仕組みとなっています。

日本学生支援機構奨学金について

2024年度から給付奨学金支援対象が拡大します

- ・世帯年収600万円程度までの多子世帯に1/4支援

※多子世帯とは扶養する子の数が3人以上である世帯

(2023年度までは最大、世帯年収380万円までの1/3支援)

日本学生支援機構奨学金の申込にあたって

貸与

- ・ 申込者は学生本人です。
「貸与型」は学生本人がお金を借りることになります。
- ・ 申込みから返還まで、手続きは全て学生自身が行います。

貸与・給付共通

- ・ 採用された学生のことを奨学生と呼び、奨学生番号が与えられます。
- ・ 奨学金採用後も、何度か書類の配付・提出等の手続きがあります。学校からの案内を確認するようにしてください。

書類未提出、手続きの遅延等の学生については、奨学金停止、全額返還の上、廃止になることがあります。

自己責任であることのご理解をお願いします。

申し込みの種類

① 予約採用 … 高等学校で
予約済の学生対象

② 在学採用 … 大学で申し込み

在学春採用 (4月下旬説明会実施)

在学秋採用 (8月末日に大学HP掲載)

※大学の掲示板、各学年学科のクラスルームに案内を掲載

在学採用の 注意事項

※大学入学後、在学中に奨学金を申し込みをする場合です

申し込めば必ず利用できるものではありません。

修学状況・家庭の経済状況等を総合的に判断し、支援機構が採用・不採用を決定します。

新入生の場合、給付型や無利子の第一種については
高等学校での評定等も条件に入ります。

入学時特別増額貸与奨学金は取扱いません。

貸与奨学金の種類

大きく分けて 2 種類あります

① 第一種 … 利息なし
採用条件が厳しい

② 第二種 … 利息あり
採用条件が緩やか

①第一種貸与奨学金

利息がかからない

特に優れた学生で経済的理由により
著しく修学困難な者に貸与されます

学力基準：冊子「奨学金案内」 P.10 参照

〈1年次〉・高校の学習状況の状況が**3.5以上**

・高等学校卒業程度認定試験合格者

〈2年次以降〉・属する学年学科の**上位1/3以内**

家計基準：冊子「奨学金案内」 P.11～参照

②第二種貸与奨学金

利息がかかる

第一種貸与奨学金よりゆるやかな基準に
よって選考された者に貸与されます

貸与月額

第一種

月額 の種類	区分	大学			
		国・公立		私立	
		自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額		45,000円	51,000円	54,000円	64,000円
最高月額 以外の月額			40,000円	40,000円	50,000円
		30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
		20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

第二種

20,000円~120,000円(10,000円単位を選択)

保証制度の種類

- 卒業後に返済が出来なくなった場合
- 「保証」してくれる「誰か」が必要
- 保証してくれる「誰か」を選ばなければなりません
- それが保証制度です

2種類あります

「両親のどちらか」と「親族（4親等以内）」に
保証してもらう

連帯保証人/保証人の2人の選任が必要

①人的保証

両親・親族には頼らず
一定の保証料を支払うことで
保証機関に保証してもらう

②機関保証

①人的保証・・・

連帯保証人と保証人の印鑑登録証明書が必要です

連帯保証人とは・・・

父か母のどちらかです。

※事前に、必ずその方から承諾を得る必要があります。

保証人とは・・・

あなた及び連帯保証人と別生計・**65歳未満**

・ **4親等以内の親族**（貸与奨学金案内P. 25に詳細記載）
から選任します。通常、おじ・おば等を選任します。

※事前に、必ずその方から承諾を得る必要があります。

②機関保証

連帯保証人及び保証人を選任する必要がありません。

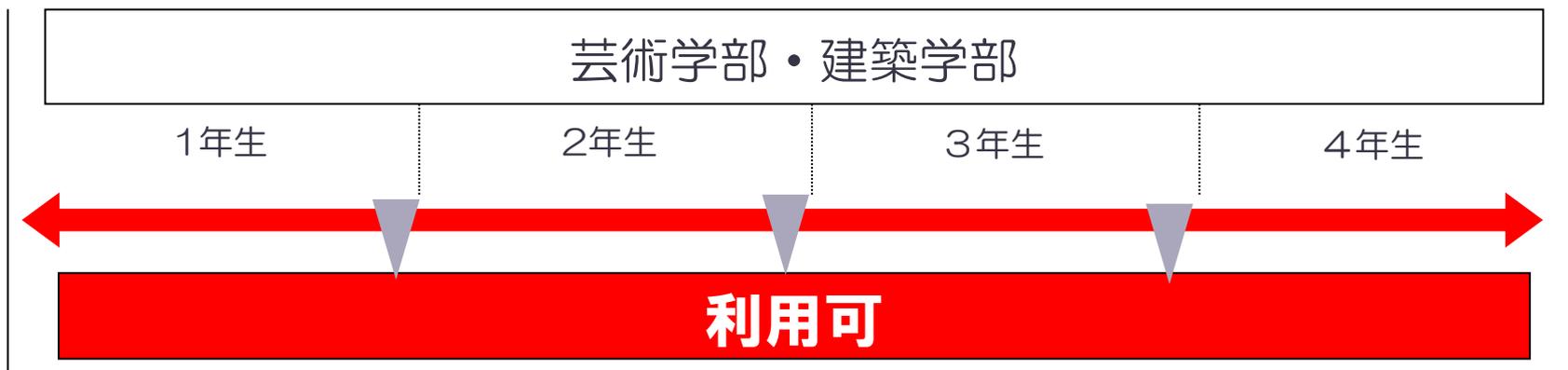
自分の意思と責任において奨学金の申し込みができます。

親族等に保証人をお願いをする必要がなく
印鑑登録証明書を用意する必要もありません。

ただし、毎月の貸与額から保証料が引かれます。

(貸与奨学金案内P. 59～参照)

貸与期間



※次年度も奨学金を希望する場合は、
毎年、進級前（▼）に**継続手続きが必要**です。
（12月頃）

手続きを怠ると次年度の奨学金は廃止となります。

適格認定(継続手続)4つの認定区分

① 廃止

- ・ 貸与奨学生の資格が失われる
(原級留置が確定した/修得単位が極めて少ない/
「警告」が2回連続)

② 停止

- ・ 1年以内で貸与奨学金の交付が停止する
(学業成績は廃止該当と同じだが、成業の見込み有)

③ 警告

- ・ 次年度、再び「警告」になると貸与奨学金の資格が失われる
「廃止」になる
(修得単位数が標準的な修得単位数の1/2以下の者)

④ 継続

- ・ 貸与奨学金の交付を継続する。

奨学金を申し込む前に知っておいてください

申し込むのは学生自身＝学生自身がお金を借ります

卒業後に返還していくこととなりますが、

もしも、返還を延滞したら・・・

個人信用情報機関に登録されます

クレジットカードが使えない

住宅・自動車等のローンが組めない 等

一度、登録されると、

返還完了後5年間は登録されたままになります。

卒業後の返還の事も視野に入れて、 適切な金額を設定してください。

日本学生支援機構のホームページに
「奨学金貸与・返還シミュレーション」という奨学金を返還する
ときのシミュレーションができるシステムがあります。
QRコードを活用してみてください。



給付奨学金

給付型 … 返還不要
採用条件が厳しい
(家計基準、成績基準あり)

学力基準：冊子「奨学金案内」 P.8 参照

〈1年次〉 ・ 高校の学習状況の状況が**3.5以上**

・ 高等学校卒業程度認定試験合格者

〈2年次以降〉 ・ 属する学年学科の**上位1/2以内**

家計基準：冊子「奨学金案内」 P.9 ~ 参照

給付奨学金

※採用となっても、毎年10月に実施される**家計の適格認定**、年度末に実施される**学力の適格認定**で区分変更または支援対象外となる場合もあります

※在学中の成績によっては給付された額を全額返還してもらう場合があります。

※給付奨学金を受けることができるかこちらのQRコードから給付奨学金の詳細なシミュレーションが行えます。



給付奨学金に採用されると
授業料減免制度の対象となります

原則として
「給付奨学金」・「授業料等減免制度」
どちらかのみの手続きはできません

- **給付奨学金** → 毎月振り込まれる
- **授業料減免** → 後期授業料より前期分減免額を相殺
後期分の減免額は還付(振込)

給付月額

・給付奨学金支給金額について

⇒第I区分～第IV区分までの**4段階**あります

第IV区分は年収600万円程度の※1多子世帯が対象

※1 多子世帯とは扶養する子どもの数が3人以上の世帯

支援区分は毎年10月に見直しがあります。

学校種別・世帯の 所得金額に基づく区分		国 公 立		私 立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・ 専修学校（専門課程）	第I区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円
	第II区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円
	第III区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円
	第IV区分 (多子世帯に限る)	7,300円 (8,400円)	16,700円	9,600円 (10,700円)	19,000円

★ 給付奨学金と授業料等減免の金額（参考）

※ 自宅通学、自宅外通学で、月額支給は異なります

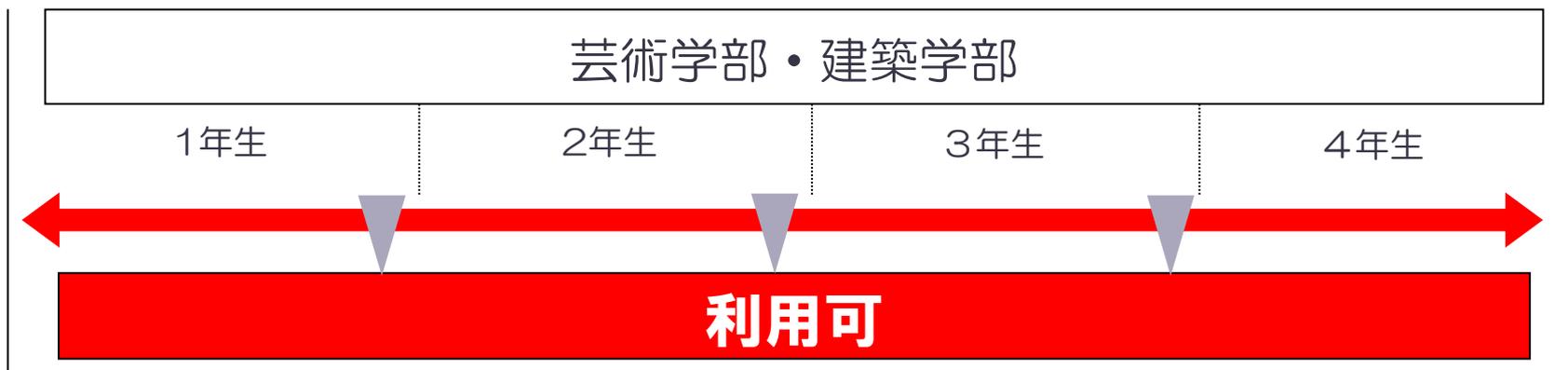
区分	入学金減免	授業料減免(年額)	給付奨学金(月額)	
			自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	150,000円	700,000円	38,300円 (42,500円)	75,800円
第Ⅱ区分	100,00円	466,700円	25,600円 (28,400円)	50,600円
第Ⅲ区分	50,000円	233,400円	12,800円 (14,200円)	25,300円
第Ⅳ区分	37,500円	175,000円	9,600円 (10,700円)	19,000円

「給付奨学金受給中の方の 第一種奨学金の貸与月額について

※第一種奨学金と併せて採用となった場合、
区分によっては貸与奨学金の額が減額する場合があります

区分	給付奨学金(月額)		併給調整後の第一種奨学金(月額)	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	38,300円 (42,500円)	75,800円	0円	0円
第Ⅱ区分	25,600円 (28,400円)	50,600円	0円	0円
第Ⅲ区分	12,800円 (14,200円)	25,300円	21,700円 (20,000、30,300円)	19,200円
第Ⅳ区分	9,600円 (10,700円)	19,000円	29,800円 (38,700円)	30,400円

給付期間



※次年度も奨学金を希望する場合は、
毎年、進級前（▼）に**継続手続きが必要**です。
（12月頃）

手続きを怠ると次年度の奨学金は廃止となります。

★成績基準について（重要）

- 年1回年度末に学業の適格認定
- 廃止、警告、継続の3つの認定区分
- 警告：GPAが下位1/4以下の場合
(昨年のGPA下位1/4は2.26)
- 廃止：2年連続で警告、原級留置（留年）

翌年度から、**給付奨学金と授業料等減免の両方**が廃止になる。

適格認定(学業)3つの認定区分

廃止

- ・ 原級留置が確定したこと
- ・ 修得した単位数が標準単位数の5割以下であること(1割以下は返還が必要)
- ・ 出席率が5割以下であること(1割以下は返還が必要)
- ・ 警告が連続して該当すること

警告

- ・ 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること
- ・ GPAが学部学科における下位1/4の範囲に属すること
- ・ 履修科目の授業への出席率が8割以下であること
- ・ その他の学修意欲が低い状況にあると認められること

継続

- ・ 「廃止」・「警告」以外の方

給付奨学金には 継続的に手続き・報告が必要！！

- ・年2回の在籍報告（4,10月）
- ・継続手続き（12月～1月）

手続きを行わないと給付奨学金が停止されます。

**奨学金を受けられない事態となっても、大学は責任を
持てません。**

自己責任で手続きを行うように心掛けてください。